

令和3年度

西宮市財政健全化等審査意見書

西宮市監査委員

令和4年9月8日

凡 例

- 1 文中に用いている金額は、原則として万円未満を切捨てている。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 2 各表中、千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てている。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号は、次のとおりとなっている。
「0」「0.0 (%)」は、0 又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下又は損失。
「－」は、算出不能・不要。
- 5 原則として、「第4 審査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

西宮市長 石井登志郎様

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	八木米太郎

西宮市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（食肉センター特別会計）について、西宮市監査基準に準拠して審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和3年度西宮市財政健全化等審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

第2 審査の期間

令和4年7月26日から同年8月9日まで

第3 審査の方法

この財政健全化等審査は、市長から提出された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	4.5	25.0	35.0
将来負担比率	4.7	350.0	—

注1 実質赤字比率では実質赤字額が、連結実質赤字比率では連結実質赤字額が、それぞれ生じていない場合は「—」で表示している。

2 将来負担比率は、財政再生基準の対象とされていないため「—」で表示している。

資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）

(単位：%)

区 分	3年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

(参考) 資金不足比率（地方公営企業法適用会計）

(単位：%)

区 分	3年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

意見

3年度決算においては、実質赤字額、連結実質赤字額とも生じていないことから、**実質赤字比率、連結実質赤字比率**は算定されていない。一般会計等の実質黒字額は52億6,249万円で、前年度に比べ5億1,395万円増加している。一般会計等に含まれない特別会計（公営企業会計を除く。）の実質黒字額では、介護保険特別会計で1億3,895万円減となるなど、1億2,732万円減少している。公営企業会計では、下水道事業会計で実質黒字額が1億6,555万円減少し、下水道事業会計を除く4会計全体で実質黒字額が12億7,415万円増加している。連結実質赤字比率の対象となる会計全体では、実質黒字額は173億9,032万円で、前年度に比べ14億9,523万円増加している。

実質公債費比率は4.5%で、前年度に比べ0.4ポイント上昇している。この比率は3か年の平均数値だが、3年度単年度の比率は4.3%で、前年度と比較して0.3ポイント低下している。地方債の元利償還金は、都市計画関連事業の地方債償還が進んだことなどにより減少し、準元利償還金は、公営企業債の元利償還金に対する病院事業への繰出金の減などにより減少している。

将来負担比率は4.7%で、前年度に比べ1.6ポイント低下している。将来負担額は、前年度に比べ15億940万円増加しており、これは公営企業債等繰入見込額が下水道事業債残高の減等により減少したものの、債務負担行為に基づく支出予定額が増加したことなどによるものである。また、充当可能財源等は、27億1,694万円増加しており、これは充当可能特定歳入が都市計画税収充当見込額等の減に伴い減少し、併せて地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減少したものの、充当可能基金額が財政基金等の残高の増に伴い増加したことによるものである。

よって将来負担比率は、算定式の分子となる将来負担額から充当可能財源等を控除した額が減少したことで、前年度より低下している。

将来負担比率は近年低下傾向にあるが、今後、公共施設の老朽化対策等の投資的経費の増大によって多額の市債発行が見込まれるため、地方債残高が増加することも想定される。今後とも、将来負担の軽減に留意し、健全な財政運営に努められたい。

資金不足比率については、全ての公営企業会計で発生していない。病院事業会計では、元年度1.3%とこれまで資金不足が続いていたが、2年度に2.0%の資金剰余となり、3年度も引続き21.2%の資金剰余となった。2年度と比較すると19.2ポイント改善している。また、資金不足比率の算定方法により算出された当年度末の資金剰余额は9億8,915万円、2年度末の資金剰余额8,432万円と比較すると9億483万円増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を確保したこと等に伴う国県補助金を約17億円受けたことで流動資産が増加したことによるものである。

これまで資金不足解消のため、平成20年度から22年度に一般会計から借り入れた16億4,100万円の長期借入金により22年度と23年度は資金剰余となっていたが、24年度以降再び資金不足が生じたことから、26年度に一般会計から5億円の長期借入れを行い、資金不足額は26年度末には2,042万円に改善していた。しかしながら、27年度以降も資金不足額が拡大したことから、28年度に一般会計から5億円の長期借入れを行い、30年度に一般会計から6億円、元年度に7億円、2年度に1億5,000万円をそれぞれ補助金として受

けたが、3年度は一般会計からの補助金の受入れはなかった。

新型コロナウイルス感染症の国県補助金の受入れ等により、2年度と3年度は資金剰余となったが、新型コロナ収束後は国県補助金がなくなり、今後、長期借入金を償還する必要があることを考えると再び資金不足に陥ることが懸念される。今後はより一層、経営改善に向けた取組みに努められたい。

審 查 調 書

1 健全化判断比率等の対象となる会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲は、次のとおりである。

		一 般 会 計		一 般 会 計 等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
西 宮 市	特 別 会 計	中小企業勤労者福祉共済事業特別会計						
		公共用地買収事業特別会計						
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
		国民健康保険特別会計						
		農業共済事業特別会計						
		介護保険特別会計						
		後期高齢者医療事業特別会計						
	公 營 企 業 会 計	水道事業会計			資 金 不 足 比 率			
		工業用水道事業会計						
		下水道事業会計						
病院事業会計								
食肉センター特別会計								
一 部 事 務 組 合	阪神水道企業団							
	丹波少年自然の家							
	後期高齢者医療広域連合							
公 社	土地開発公社							
そ の 他 市 が 損 失 補 償 し て い る 団 体 等	兵庫県信用保証協会							
	阪神福祉事業団							
	西宮市住宅整備資金等融資							

注1 資金不足比率は各会計ごとに算定される。

2 農業共済事業特別会計は2年4月1日付で廃止

2 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

(単位：%)

区 分	元年度	2年度	3年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25	20.00

注 実質赤字額が生じていない場合は「—」で表示している。

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質収支額の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計	元年度	2年度 (A)	3年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計	597,935	4,731,548	5,190,901	459,353
中小企業勤労者福祉共済事業 特別会計	14,711	14,261	11,116	△3,145
公共用地買収事業特別会計	4,529	2,727	60,476	57,749
母子父子寡婦福祉資金貸付 事業特別会計	0	0	0	0
計	617,175	4,748,536	5,262,493	513,957

注 この算定に用いる実質収支額は、事業繰越などの取扱いにより、各会計の実質収支額と異なる場合がある。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、その算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

項 目	元年度	2年度 (A)	3年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
標準税収入額等	89,787,485	91,557,121	88,692,503	△2,864,618
普通交付税決定額	2,925,868	2,467,166	6,428,580	3,961,414
臨時財政対策債発行可能額	3,568,229	3,763,855	7,379,809	3,615,954
計	96,281,582	97,788,142	102,500,892	4,712,750

本市においては、元年度決算、2年度決算及び3年度決算ともに実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「－」で表示している。なお、他市のデータが入手可能な2年度決算では、全ての中核市（3年3月31日現在。以下同じ。）において、実質赤字額は発生していない。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

区 分	元年度	2年度	3年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00

注 連結実質赤字額が生じていない場合は「－」で表示している。

連結実質赤字比率とは、一般会計のほか、特別会計（公営企業会計を含む。）を含めた全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質収支額の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計		実質黒字額又は資金剰余額				
		元年度	2年度 (A)	3年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)	
一般会計等		617,175	4,748,536	5,262,493	513,957	
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険	328,953	545,811	549,992	4,181	
	農業共済事業	12,333	—	—	—	
	介護保険	751,882	707,920	568,963	△138,957	
	後期高齢者医療事業	247,512	255,800	263,253	7,453	
公営企 業会計	法適用 企 業	水道事業	4,520,706	4,224,475	4,560,185	335,710
		工業用水道事業	2,945,599	3,001,765	3,035,385	33,620
		下水道事業	2,239,337	2,326,451	2,160,897	△165,554
		病院事業	△61,695	84,329	989,156	904,827
	法非適 用企業	食肉センター特別会計	0	0	0	0
計		11,601,802	15,895,087	17,390,324	1,495,237	

注 病院事業会計の資金不足額は、負数(△)で表示している。

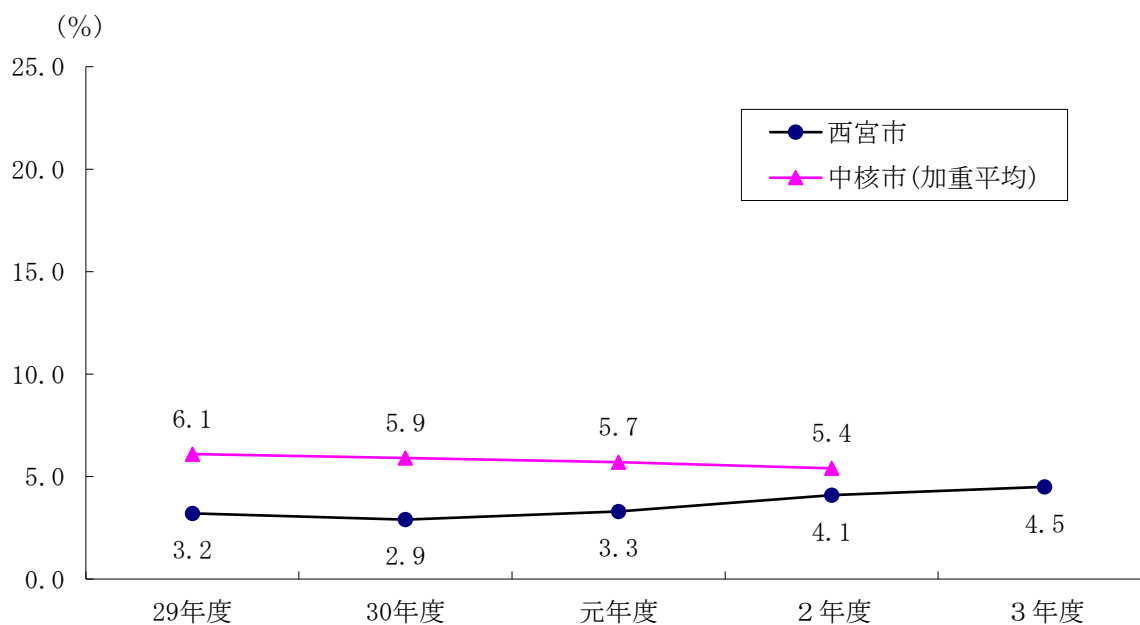
本市においては、元年度決算において病院事業会計で資金不足額が生じたが、他の会計の実質黒字額・資金剰余額が大きいため、連結実質赤字額は生じていないことや、2年度決算及び3年度決算ではいずれの会計でも資金不足額が生じていないことから、連結実質赤字比率は「－」で表示している。なお、2年度決算では、全ての中核市において、連結実質赤字額は発生していない。

(3) 実質公債費比率（3か年平均）

(単位：%)

区 分	元年度	2年度	3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	3.3	4.1	4.5	25.0	35.0

実質公債費比率（3か年平均）



実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

単年度では、元年度4.5%、2年度4.6%、3年度4.3%となっている。3か年の実質公債費比率を平均した結果4.5%となり、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

3年度の実質公債費比率（単年度）の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率 } 4.3\% &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \\ &= \frac{(14,471,396\text{千円}+4,299,819\text{千円}) - (4,570,858\text{千円}+10,203,285\text{千円})}{102,500,892\text{千円}-10,203,285\text{千円}} \end{aligned}$$

- A 地方債元利償還金（一般会計等の公債費の元利償還額）
- B 準元利償還金（一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源にあてたと認められるもの等）
- C 特定財源（都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等）
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

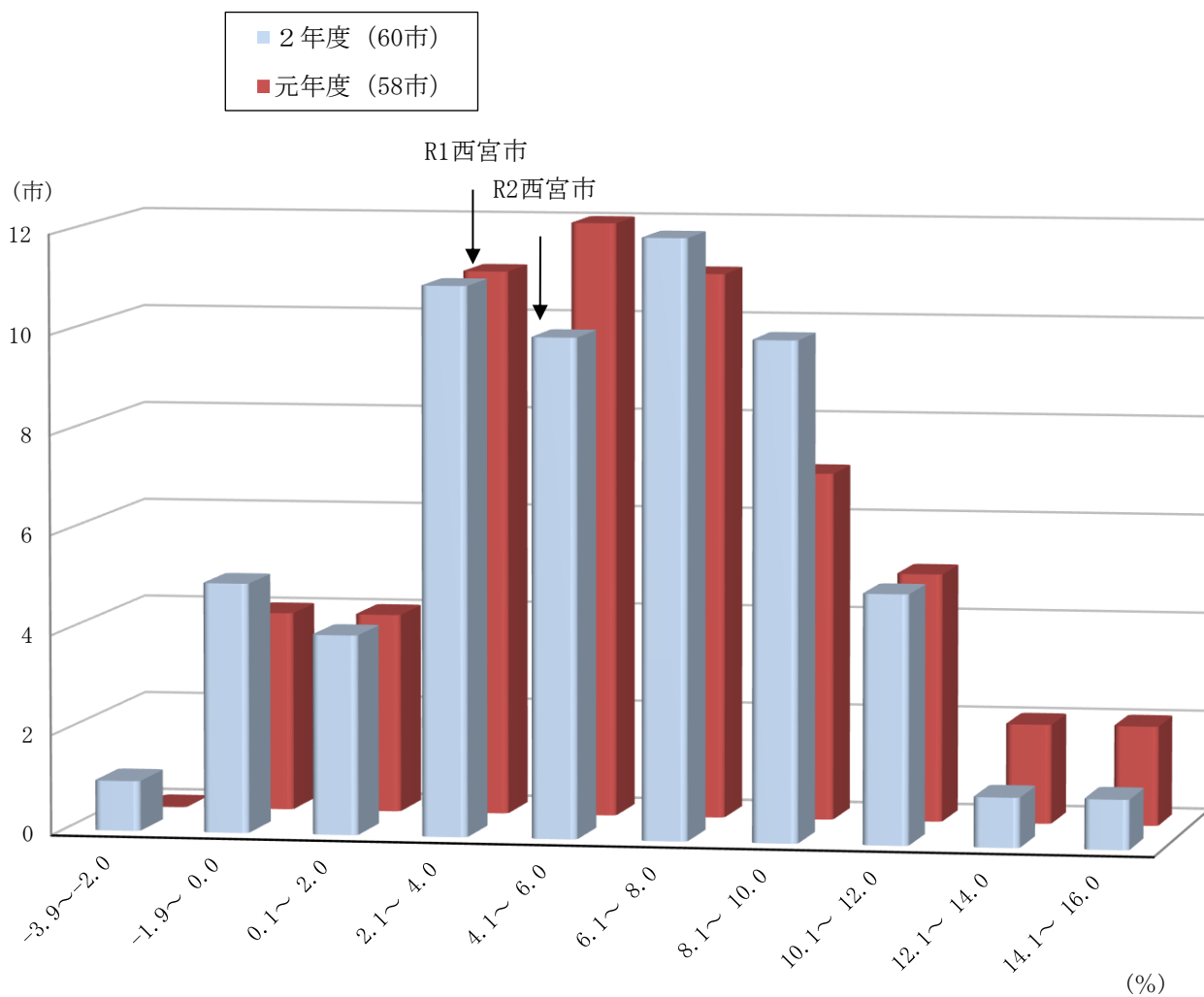
実質公債費比率（3か年平均）の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりである。

（単位：千円）

項 目	元年度	2年度	3年度
A 地方債元利償還金	15,112,241	14,688,245	14,471,396
B 準元利償還金	5,287,643	4,710,527	4,299,819
C 特定財源	5,941,230	5,206,085	4,570,858
D 元利償還金及び準元利償還金 に係る基準財政需要額算入額	10,537,088	10,096,069	10,203,285
E 標準財政規模	96,281,582	97,788,142	102,500,892

2年度決算においては、中核市の実質公債費比率（3か年平均）の平均値は5.4%であった。本市の実質公債費比率は、2年度決算では4.1%で平均値を下回っており、中核市60市の中では低いほうから22番目となっている。

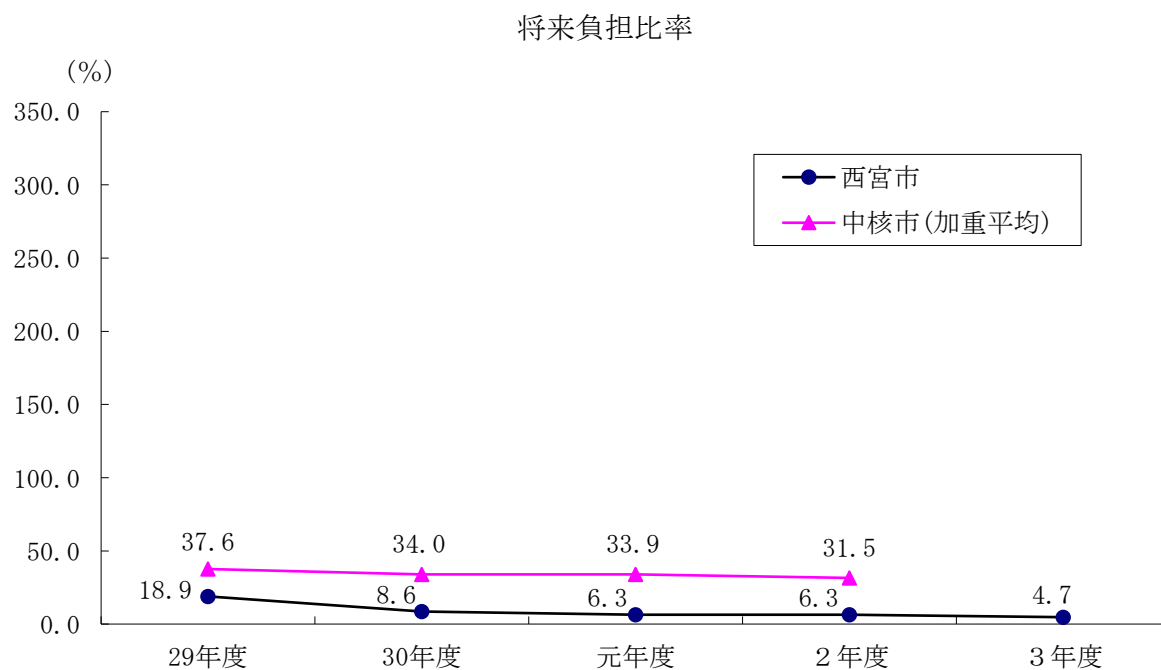
中核市における実質公債費比率の分布状況は、次のとおりである。



(4) 将来負担比率

(単位：%)

区 分	元年度	2年度	3年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
将来負担比率	6.3	6.3	4.7	350.0	—



将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率は4.7%と、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていない。

3年度の将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率 } 4.7\% &= \frac{A - B}{C - D} \\
 &= \frac{200,487,197 \text{千円} - 196,136,094 \text{千円}}{102,500,892 \text{千円} - 10,203,285 \text{千円}}
 \end{aligned}$$

A 将来負担額

B 充当可能財源等

C 標準財政規模

D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担額の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

項 目	元年度	2年度 (A)	3年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計等の地方債現在高	137,750,553	138,665,794	138,519,010	△146,784
債務負担行為に基づく支出予定額	6,546,706	5,290,412	7,891,823	2,601,411
公営企業債等繰入見込額	35,062,088	33,442,525	31,716,406	△1,726,119
組合負担等見込額	145,044	82,133	72,197	△9,936
退職手当負担見込額	21,166,834	21,290,209	22,097,185	806,976
設立法人の負債額等負担見込額	221,209	206,716	190,576	△16,140
連結実質赤字額	0	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
計	200,892,434	198,977,789	200,487,197	1,509,408

地方債の現在高は1,385億1,901万円で、臨時財政対策債624億6,793万円が4割以上を占めている。

債務負担行為に基づく支出予定額は78億9,182万円で、主なものは、統合新病院用地取得負担金33億990万円、北口北東再開発ビル駐車場整備事業7億7,246万円、公営住宅建設事業(西宮浜4丁目団地)7億6,449万円、北口図書館整備事業6億3,937万円、西宮浜中学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)6億186万円となっている。

公営企業債等繰入見込額は317億1,640万円で、主なものは、下水道事業会計に対する繰入見込額302億6,432万円となっている。

退職手当負担見込額は220億9,718万円で、一般会計等が実質的に退職手当を負担する3,516人が、3年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額となっている。

各会計等に係る将来負担額は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		将来負担額					
		地方債現在高	債務負担行為 に基づく支出 予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の 負債額等負 担見込額
一般会計等	一般会計	138,490,021	7,891,823			22,097,185	
	中小企業勤労者福祉共 済事業特別会計						
	公共用地買収事業特別 会計						
	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	28,989					
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険特別会計						
	介護保険特別会計						
	後期高齢者医療事業特 別会計						
公 営 企 業 会 計	法適用	水道事業会計		450,240			
		工業用水道事業会計		1,564			
		下水道事業会計		30,264,321			
		病院事業会計		801,268			
	非適用	食肉センター特別会計		199,013			
一部事務組合	阪神水道企業団				60,847		
	丹波少年自然の家				11,350		
	後期高齢者医療広域連 合						
公社	土地開発公社						
その他市が損失補 償している団体等	兵庫県信用保証協会						
	阪神福祉事業団						190,576
	西宮市住宅整備資金等 融資						
計		138,519,010	7,891,823	31,716,406	72,197	22,097,185	190,576

注 退職手当負担見込額は、3年度末退職者を除く全職員(3,746人)のうち、水道事業会計(149人)、工業用水道事業会計(4人)、下水道事業会計(77人)を除いた3,516人が対象

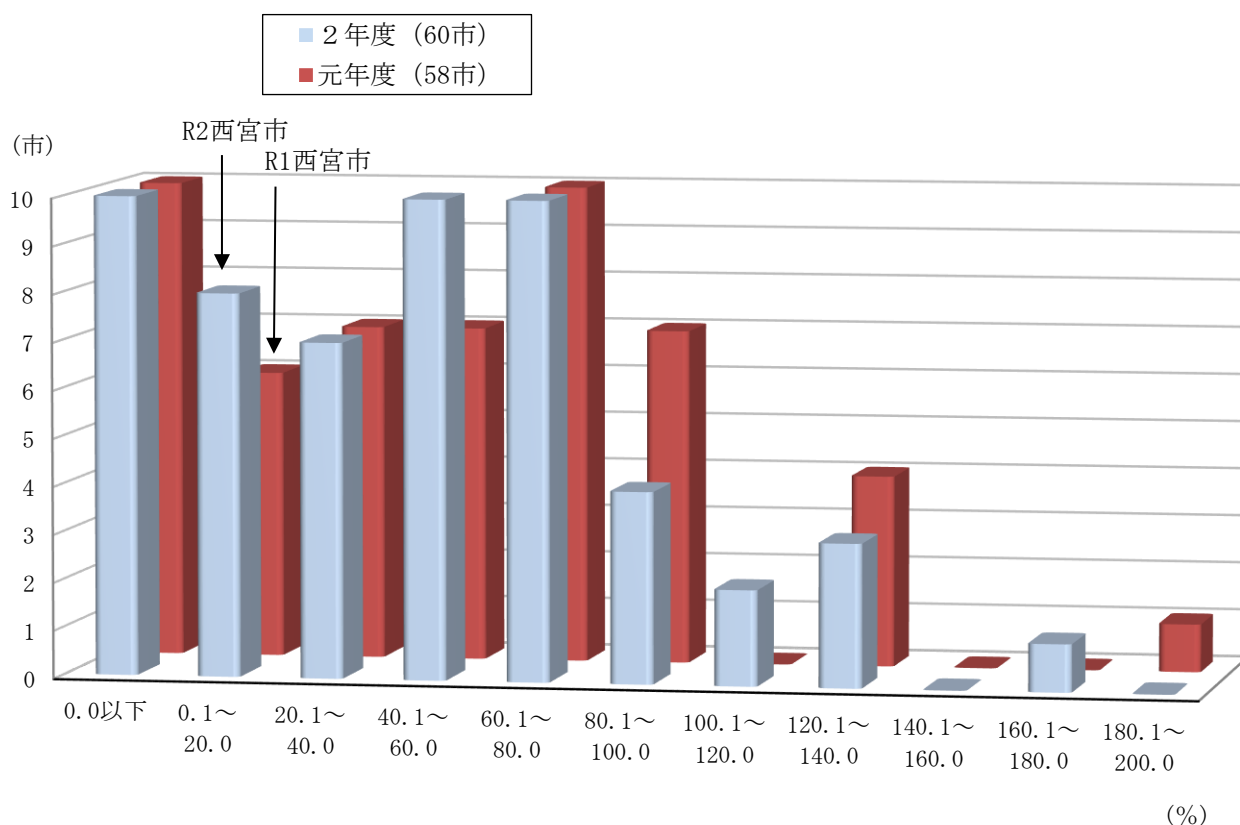
充当可能財源等の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

項目	元年度	2年度 (A)	3年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
充当可能基金額	32,777,081	34,015,305	39,522,751	5,507,446
充当可能特定歳入	45,551,579	43,446,405	41,316,768	△2,129,637
うち都市計画税	42,511,377	40,341,901	38,752,618	△1,589,283
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	117,154,324	115,957,436	115,296,575	△660,861
計	195,482,984	193,419,146	196,136,094	2,716,948

2年度決算においては、中核市の将来負担比率の平均値は31.5%であった。本市の将来負担比率は、2年度決算では6.3%と平均値を下回っており、中核市60市の中では低いほうから18番目となっている。

中核市における将来負担比率の分布状況は、次のとおりである。



3 資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として、平成19年度決算から算定されることとなったものである。

この比率が経営健全化基準(20.0%)を超えると、経営健全化計画を策定しなければならないこととなっている。

3年度決算では、地方公営企業会計のいずれも資金不足は生じていない。

(1) 地方公営企業法適用会計

(単位：%)

会計名	元年度	2年度	3年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	1.3	—	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

法適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{資金不足額} = (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の企業債残高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

区分の説明

ア	①	流動負債	決算における貸借対照表上の流動負債の額
	②	控除企業債等	決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額
	③	控除未払金等	貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起すこととしているものの額
	④	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
イ		算入地方債の現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度における残高
ウ	⑤	流動資産	決算における貸借対照表上の流動資産の額
	⑥	控除財源	当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
	⑦	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
エ		解消可能資金不足額	事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 資金不足が生じていないときは算定不要
オ		営業収益の額	決算における営業収益の額
カ		受託工事収益の額	決算における受託工事収益の額

資金不足比率の算定は、次のとおりである。

水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	元年度	2年度	3年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△4,520,706	△4,224,475	△4,560,185
ア 流動負債 ①-②-③-④	1,738,487	1,969,938	1,878,687
① 流動負債	2,921,031	3,105,151	2,979,703
② 控除企業債等	1,182,544	1,135,213	1,101,016
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	6,259,193	6,194,413	6,438,872
⑤ 流動資産	6,259,193	6,194,413	6,438,872
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	9,181,908	8,219,558	9,201,327
オ 営業収益の額	9,186,918	8,233,485	9,208,851
カ 受託工事収益の額	5,010	13,927	7,524
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	△49.2	△51.4	△49.6

工業用水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	元年度	2年度	3年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△2,945,599	△3,001,765	△3,035,385
ア 流動負債 ①-②-③-④	62,276	38,684	39,021
① 流動負債	75,902	50,584	48,154
② 控除企業債等	13,626	11,900	9,133
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	3,007,875	3,040,449	3,074,406
⑤ 流動資産	3,007,875	3,040,449	3,074,406
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	429,186	351,435	345,625
オ 営業収益の額	429,186	351,435	345,625
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	△686.3	△854.1	△878.2

下水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	元年度	2年度	3年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△2,239,337	△2,326,451	△2,160,897
ア 流動負債 ①-②-③-④	4,156,948	4,269,554	4,920,190
① 流動負債	9,507,909	9,113,906	9,451,166
② 控除企業債等	5,350,961	4,844,352	4,530,976
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	6,396,285	6,596,005	7,081,087
⑤ 流動資産	6,396,285	6,596,005	7,081,087
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	7,791,186	7,707,208	7,663,652
オ 営業収益の額	7,824,830	7,740,561	7,696,983
カ 受託工事収益の額	33,644	33,353	33,331
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	△28.7	△30.2	△28.2

病院事業会計

(単位：千円・%)

区 分	元年度	2年度	3年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	61,695	△84,329	△989,156
ア 流動負債 ①-②-③-④	939,365	1,627,319	851,356
① 流動負債	1,686,871	2,271,565	1,247,301
② 控除企業債等	747,506	644,246	395,945
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	874,560	1,711,648	1,840,512
⑤ 流動資産	874,560	1,711,648	1,840,512
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	3,110	0	0
B 事業の規模 (オ-カ)	4,492,363	4,171,472	4,645,738
オ 営業収益の額	4,492,363	4,171,472	4,645,738
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	1.3	△2.0	△21.2

(2) 地方公営企業法非適用会計

(単位：%)

会計名	元年度	2年度	3年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	—	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

法非適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

資金不足比率の算定は、次のとおりである。

食肉センター特別会計

(単位：千円・%)

区分	元年度	2年度	3年度
A 資金の不足額 ①-②+③ △は資金剰余額	0	0	0
歳出 ①	414,800	328,100	347,817
歳入 ②	414,800	328,100	347,817
翌年度に繰り越すべき財源 ③	0	0	0
B 事業の規模	119,334	109,680	104,571
資金不足比率 A/B×100 資金不足額がない場合「△」表示	△0.0	△0.0	△0.0